

## 監 査 報 告 書

平成14年5月20日

FDK株式会社

代表取締役社長 鈴木 惟 司 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	土 肥 準 三 印
代表社員 関与社員	公認会計士	神 谷 和 彦 印
関与社員	公認会計士	荒 田 和 人 印

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、FDK株式会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第73期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び損失処理案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 損失処理案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

営業報告書 2.会社の概況(9)決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実に記載されている子会社いわき電子株式会社との合併は、次期以降の会社の財産及び損益の状態に影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 当社の会計監査人「監査法人太田昭和センチュリー」は平成13年7月1日をもって、「新日本監査法人」に名称変更しております。

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第73期営業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、子会社に対し営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 損失処理に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成14年5月23日

FDK株式会社 監査役会

監査役(常勤)	大 木 義 次 印
監 査 役	高 谷 卓 印
監 査 役	石 橋 鉄之介 印
監 査 役	小 泉 信 印
	以 上

(注) 監査役高谷 卓および小泉 信の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上